
10番 大西慶治議員

10番(大西 慶治君)

議席番号10番の大西慶治です。私は今議会におきまして、生活排水の処理事業の特別会計について、お伺いをいたします。近年環境問題というものは、地球温暖化というのはいろいろな問題から、世界中で真剣に討論をされております。日本でも電化製品のエコポイントをつけてというようなことで、テレビや冷蔵庫がいま販売されているなど、一般の我々の買い物にいたしましても、レジ袋の有料化というところから、エコバックでありますとか、マイバックでの買い物というものが、当たり前というようになってまいりました。

この環境というものは、大気から地中まで地球全体を考えなければならない大きな問題であると思えます。環境に配慮した行政に町としても真剣に取り組んでいかなければならない中、当町は21年度予算におきまして、我々の日常生活の中でついて回る生活排水について、先進的な考えのもと計画され、また予算化されたことを高く評価するものであります。

この町長の施政方針及び主要事項説明の中でも、特別会計の生活排水処理事業につきましては、宮川の清流を守り快適な生活環境を提供するなか、高齢者の福祉の向上に寄与するため下水道地域を除く地域に、浄化槽市町村整備事業を導入し、生活排水処理事業、総額3億8,000万円が当初予算に見込まれました。

昨年度の当初予算が2億2,147万円でありますから、非常に大幅なアップになります。これにつきましては、先月の26日の臨時議会で125万8,000円の減額がありましたけれども、今議会で今日の午前中に521万円の追加の予算が上程されております。総額3億8,415万円ということになっておりますけれども、いずれにいたしましても、その中で100基分の合併浄化槽の設置予算が含まれておまして、これが1億3,540万円が見込まれているところでございます。これによりまして、個人負担金15万円で、合併浄化槽が設置できることになるわけですがけれども、15万円というのは個人負担としてこれは大きいと思っておりますけれども、既に希望者を募っているところでありますけれども、一番目に何戸の現在までの浄化槽に対する、15万円出してつくってもらいたいという希望があったのか、まず1点目にお伺いをしたいと思います。

2点目に現在では単独槽というものは認められておりませんが、現在まで単独槽の家庭が結構あると聞いております。この単独槽なんやけれども、今度合併浄化槽に変えるんだという申込者についても、もし戸数がわかればお伺いをしたいと思います。

3番目に大変この大きな事業です。100基が年間に多いか少ないのかは別にして、今年度でこの100基ができあがるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

4番目に町への合併浄化槽の寄附採納ということで、生活環境課のほうで受け付けをされておりましたけれども、現時点で町への合併浄化槽の寄附採納の件数はどれだけのかということをお伺いをしたいと思います。

法というものは、上位法というものが優先されると思うんですけども、県は国の、町は県にだいたい準じるのではないかと思いますけれども、町は三重県の浄化槽指導要綱に基づき条例の制定をされたのではないかなと思います。そこで大台町において、合併浄化槽を設置するには、大台町戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例、またその施行規則に基づかなければならないということになっております。この施行規則の様式がありまして、いろいろ書き込むわけなんですけれども、この様式の中に一部様式、これ2号でありますけれども、この放流先という項目がありまして、この放流先につきましては共同排水でありますとか、側溝でありますとか、河川が書かれておるわけなんですけれども、最後に地下浸透という項目がございます。

5番目にそこでお伺いしたいのは、基本的に地下浸透というものは認められないものであるというふうにお伺いしておりますけれども、この地下浸透という部分がこの様式の中にあるということは、これによって当町としては認めたとところがあるのかないか。またあったとしたら、その訳をお聞きしたいと思います。

地域によっては雨水の側溝にもこの合併浄化槽からの最流末を流してはいけないんだと禁止しているところがございます。これは町に聞くのはおかしい、地域の問題でありますけれども、それとは別に地形的に道路やまたJRに挟まれて現状でも排水に悩んでいるところがございます。そういった中で浸透式が完全に駄目だというんなら、どっかに貯水してポンプアップ等でくみ取り排水するなど、他の方法もあると思いますけれども、そうもしないと法的には浄化槽の設置ができないところもでてくるのではないかなと、そのように思います。

そこで、あるかないか知りませんが、今回の浄化槽の希望者の中に最流末で難しいんだというところは、あるのかなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、7番目にお伺いしたいのは、そういったことで町としては排水路の整備ということについても力を入れてもらっておりますけれども、これはできるだけ早急な対応が必要であろうかと思

ます。このことについての進捗状況についてもお伺いをしたいと思います。

そういったことを踏まえて、8番目にお伺いしたいのは、ただいま言いました三重県の浄化槽指導要綱についてでありますけれども、この指導要綱の目的というものがああります。県の指導要綱の目的は浄化槽の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めることにより浄化槽にかかる取り扱いの適正化を図り、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とするんだというふうに書かれておまして、1条から何条かまであるわけなんですけれども、その中の8条というところを、少しここで取り上げてみたいと思います。この8条の1(2)のところは放流先についてという項目がありまして、4つにわかれております。イロハ二となっておるわけなんですけれども、そのなかのイにつきまして、放流先は都市下水路その他の排水施設とするということになっております。これは言えば法的な排水施設ではないかと思っておりますけれども、口として放流水は停滞することなく放流先に排出されること。途中で詰まっておったり淀んでおったりしたらあかんよというふうなことではないかなと思います。

またハとして放流先が都市下水路以外の排水施設でその施設に管理者または権利者がある場合には当該管理者は権利者と事前の協議に努めること。これは公的なもんじゃなくて個人的なものがあって、そこへ向いて流す場合は、その所有者なんかの許可があるよというふうなことではなかろうかと思っております。

私が問題にしたいのは、次の二なんですけれども、この指導要綱の二の項目に放流先のない場合は浄化槽を設置しないこと。こういう項目がございます。ところがこれには但しというものがありまして、放流が次に定める放流先のない場合の放流水の処理方法等により処理する場合であって、当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場合にはこの限りでないということで、このことが先ほど5番目に質問しました、5番のところの答えに合致してくるのではないかなと思います。

そこで、イロハ二の二の但しにはどういうものがあるかということですが、地下放流式、これ地下浸透のことやと思っておりますけど、原則として次の各号に該当するものとして、9項目が定められております。そのうちの9項目じゃなくて一部だけちょっと読ませさせていただきます。

都市計画地内にあつては処理対象人員が50人以下のものであること。行動承認を受けた浄化槽とこれから放流水を土壌に均等に散水して浸透させる装置を組み合わせた構造とすること。3番目に前段がありまして、井戸またその水源及び隣接境界から水平距離で30メートル以内の距離、そして崩壊地の危険のあるところをつくっては駄目よということに但しの中ではなっております。

以上、他にも6項目ばかりありまして、全部で9項目ありますけれども、これを全部読んでみますと、いわゆる狭い宅地、住宅と住宅が引っついて隣のうらがよそのうちなんいう場合は、この最流末

の排水のいき場所がないということで、合併浄化槽にしたいけれどもできないところが出てくるのではないかなと思われま。何故この8条の1、三重県の浄化槽要綱を引き合いに出したかといいますと、これには実は但しの但しがあるということでございます。但しの但しというのは、ただいま9項目あると言いましたけれども、その8条に上記以外の方式であっても、今まで言ったものと同等以上の性能があると認められる場合は、その許可しますよというふうなことでございます。

そこで近年、技術が非常に進んでおりまして、浄化槽向け土壌浸潤装置というような環境に悪影響を及ぼさない地下浸透の方式の方法があります。このことにつきましては、既に茨城県では県知事が推奨しておりまして、公共施設でも多数施工しておると聞いております。またネットで調べてみましても多数の数字が出てきております。町はこれは旧宮川村当時でございますけれども、SRSでありますとか、SDA方式という施工方法を知っていると思っておりますが、私はまさにこのSRSとかSDA方式が上記以外の方式で、8条1と同等以上の性能があると認められるものに当てはまるのではないかと、これは私の見解でありますけれども、思います。

町はこの方式をどのように評価しておるのか、このことが県のほうで認められたら合併浄化槽の最終排水問題でかなりの問題で解決するのではないかと思われまますが、以上、8項目についての見解を求めま。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、大西議員の生活排水処理事業につきまして、お答えをいたします。

1点目のご質問でございますが、今年度の合併浄化槽の設置戸数についてでございます。現在のところ58基の設置要望がございます。

2点目の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への取替え要望でございますが、これ現在5基の設置要望でございます。

3点目の今年度の設置予定の100基の合併処理浄化槽については、現在58基の設置要望ございま

すが、例年の新築住宅の状況を勘案しますと、予定の設置数の 100 基が可能と考えております。

4 点目の寄附採納の浄化槽につきましては、現在 226 基が町へ寄附をいただいております。また大台町の戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例施行規則の第 11 条 1 項の様式 1 号に地下浸透の項目が記載されている件につきましては、三重県浄化槽指導要綱第 8 条第 1 項第 2 号二に放流先のない場合の放流水の処理方法が記載をされているため、町としても三重県浄化槽指導要綱を準用し、地下浸透の項目を記載させていただいております。

5 点目の過去に地下浸透を認めたことがあるのか、またその理由はとのことですが、現在町が県と協議し設置をしました地下浸透式の合併処理浄化槽は 7 基でございます。そのうち 1 基につきましては高度処理合併浄化槽を設置し、地下に浸透をさせております。残りの 6 基につきましては、排水路、側溝が新設されればその排水路に接続をする旨の確約書を浄化槽設置届けを提出いただきました時に添付をいただいているところであります。

また地域、区によって雨水の側溝にも最流末排水を禁止しているところがあることに関しましては、合併処理浄化槽の処理水は法的にも側溝に排水することが可能でありますことから、その地区におきましては、今後整備を予定しております集落排水施設整備事業を実施をしていく上で、地域の方々のご理解を必要になると考えております。町といたしましては合併処理浄化槽の流末は側溝に排水することを原則としておりますので、ご理解いただきますようお願いをしたいと思います。

6 点目の今回の合併処理浄化槽の設置希望者の中に、流末で難しいところはないのかとのことですが、2ヶ所において直接側溝に放流できないところがございますが、これはポンプアップによりまして対応していきたいと考えております。

7 点目の排水路の整備計画につきましては、各区より要望のありました排水路整備等の箇所を中山間地域総合整備事業にて整備をしていく計画をいたしております。この事業の今後のスケジュールにつきましては、平成 21 年度に地元説明会、平成 22 年度に実施計画の作成、平成 23 年度以降、6 年間で事業を実施をしまいたいと考えております。

8 点目の三重県の浄化槽指導要綱についてのご質問ですが、三重県浄化槽指導要綱の第 8 条第 1 項第 2 号二につきましては、議員もご存じのとおり放流先のない場合には、浄化槽を設置しないこととなっております。但し放流先のない場合の放流水の処理方法として、地下浸透方式について、その構造と 9 項目の規定が定められております。また上記以外の方式と同等以上の性能があると認められるものとする定められているところです。

しかしながら県の要綱では、同等以上の性能を有する装置についての規定が整備をされておられません。一方、近年の技術の向上によりまして、議員ご指摘の S R S などの新たな地下浸透装置も開発設

置をされているところです。こうした装置を使用し浄化槽を設置するのであれば、町から県へ協議及び相談を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（中西 康雄君）

大西議員。

10 番（大西 慶治君）

1 番から 7 番目については、概ね理解をさせていただきました。8 番目のこの要綱に対する問題でございすけれども、実は浄化槽からの放流水というものは、法的には非常にきれいなんだけどもということでありすけれども、いろいろインターネットなんか引いて調べてみますと、それはその業者が出しておることですから、オーバーに書いてあるとか、どこまで本当かということは別にいたしまして、浄化槽から出てくる処理水は一般の河川の水質よりも 20 倍も汚れているんだというふうなことが書かれております。

直接その浄化槽から側溝や谷川に流すと、水中の微生物が死んで河川の生物に悪影響を及ぼすんだ、できるだけできればそういうものも一回土壌に帰して、自然水として河川に帰するのが、本当のエコではないかというふうなことが出ております。この中には生ごみを土に埋めると肥料になるということ、よく知られているように土壌によるこの浄化方法というものは、自然の土壌生態系がもつ独特の機能で水処理はじめ自然界の環境浄化システムの中のひとつだと。

特に微生物は 1 グラムの土壌中に 10 億から 20 億もの個体数が存在すると言われております。私は専門家でないので、先ほど言いましたように、インターネットとか業者からの受け売りの部分が多いわけなんですけれども、例えばその酸性雨なんかでも降ります、それは土壌によっていわゆる浄化されて、湧き水なんかとして出てくる場合は飲めるようになっているんだそうです。というようなことで、非常に土壌を利用した仕組みを利用するということは、必要なんだというふうなことでありすけれども、ただいま 2 基の家がポンプアップでというふうなお話を伺いましたけれども、この 2 基の家がどこのどなたか、勿論私はわかりませんが、この家は合併浄化槽がポンプアップしなければで

きないんだと、新築の家なのか、今までも生活している家なのかわかりませんが、仮にいままでの生活している家ならば、そう今までのお風呂とか、家庭の雑排水の排水路ってどないしているのかということがございます。

そういうことも含めまして、浄化槽で浄化した水を地下に戻すんならば、これは本当にこの家庭雑排水をそのまま地下に流しているよりも、何倍かエコになるんじゃないかと、私はそのように思うわけなんでございますけれども、そういった点におきましては、これは町長、大台町の問題ではなくして、指導要綱について県のほうにこういう方法もあるというふうなことで言ったら、県は町長は言われましたけれども、そのようなことも含めて申し込んでというふうなこともありましたが、私も質問するからには県のほうにも少しアタックしてみました。県は仮にそのような事例があれば許可する、また不許可にするは別にして、書類を添えて申し込みをしていただきたいと、そのようなことを言っております。県のほうにもSRS、SDAの方法について、町長はこの方法についてはご存じであるかと思うんですけれども、ご存じないんなら別ですけれども、この方式をご存じであるならば、どのように評価をしているのか、ひとつ伺いをしたいと思います。すいません。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

私もSRSやらSDAというのは初めて聞いたようなことで、しっかり認識しているところではございませんが、おおよそ高度処理合併浄化槽で処理された水のもうひとつ浄化をするような機能を持ったものじゃないかなと、こう思います。

そういうことで、地下浸透というふうなことになりますと、議員おっしゃられるように、土壤の浄化機能というようなものも、更に出てくるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで基本的には、側溝というふうなことでございますが、やむなくいろんな事情も絡むケースもございますが、そういうふうなことで地下浸透もいるんじゃないかなということを思っているところであります。

またこのSRSというようなことで、機能がかなり高いようなものかと思っておりますが、そういうようなものも使いながら、側溝へはなかなか最流末として放流しにくいというような地形のところ等々がございましたら、そういうふうなことで県のほうとも相談しながら対応していく必要があるのかなと思っております。

ただこの経費的に多くそういうものがかかるかというようなこともあろうと思しますので、そこへんはもう少し勉強もさせていただかないかんことがございますが、そういうようなことを一つ検討も加えながら、やっていきたいとこう思いますので、その点ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

大西議員。

10番（大西 慶治君）

あまり知らないんだというふうなことでございます。私は町長はそんなことはないであろうと、実は思っております。しかしそれは別にいたしまして、現在、この58基が申し込みがあったと、100基はできるだろうということでございます。そういうことで是非、この清流宮川を守るためにも、また施政方針演説の要綱の中にも入っておりますように、我々の生活の基盤となることでございますので、速やかにこの予算の実行をお願いをしたいところでございます。

58基ということお伺いしましたけれども、6月3日の入札会では7人槽が2基、5人槽が2基の入札の結果が出ております。これから業者もこれから大変だなと思えますけれども、どうか今回の希望者はポンプアップでするんだということでありまして、さっき町長も言われましたように、是非この方法も勉強して県のほうにしっかりと申し入れをしていただきたいと思います。

住民の立場に立って努力するというのは、これ議会も行政も一緒であろうかと思しますので、県のほうも許可、不許可は別にして、書類を添えてくれということは、県のほうにこういう方法があるんだということを、町としても勉強して、私ももう少し勉強さしてもらいますけれども、こういうもんだということを添えて、県のほうに要望をしていただきたいと思います。

3度目ですので、町長に答弁もろてももうできないんですけれども、総体的に総括的な答弁をいた

だいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

ありがとうございます。いわゆる生活環境の向上なり、この宮川の清流を守らないかんということ、そしてまた高齢者等の福祉の向上にも役立つものでございます。そういうことで今後しっかりと取り組んでまいりたいと、こう思っているところでございますので、そのような機能を有するような浄化槽等を今後広めていく上で、必要になるかと思うんですね。そういうことで県とも逐次相談もしながら対応してまいりたいと、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

大西議員の一般質問が終了いたしました。

議長（中西 康雄君）

暫く休憩します。

再開は3時30分といたします。

（午後 3時 15分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午後 3時 30分）

議長（中西 康雄君）

通告順4番 廣田幸照議員の発言を許可します。

廣田議員。